

Ⅲ 災害対策本部関係

資料 9 流山市災害対策本部条例

昭和 37 年 12 月 24 日

条例第 19 号

(目的)

第 1 条 この条例は災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、流山市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部指揮監(以下「指揮監」という。)は、本部長及び副本部長を助け、その命を受けて災害対策本部の事務を掌理し、関係防災機関等との連絡調整を行うほか、本部長及び副本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 災害対策本部指揮監補は、指揮監を助け、指揮監に事故があるときは、その職務を代理する。

5 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 6 月 28 日条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 10 月 14 日条例第 27 号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 10 流山市災害対策本部規則

昭和 41 年 7 月 1 日

規則第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、流山市災害対策本部条例(昭和 37 年流山市条例第 19 号。以下「条例」という。)第 5 条の規定により、流山市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部室)

第 2 条 災害対策本部に本部室を設置する。

2 本部室は、災害予防及び災害応急対策に関する基本方針を審議決定する。

(本部室の構成)

第 3 条 本部室は、次の者をもって構成する。

- (1) 災害対策本部長(以下「本部長」という。)
- (2) 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)
- (3) 災害対策本部指揮監(以下「指揮監」という。)
- (4) 災害対策本部員(以下「本部員」という。)

(副本部長及び指揮監)

第 4 条 副本部長は副市長をもって充て、指揮監は市民生活部長をもって充てる。

(本部員)

第 5 条 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 教育長及び上下水道事業管理者
- (2) 流山市部設置条例(昭和 43 年流山市条例第 5 号)第 1 条に規定する部の長(市民生活部長を除く。)、流山市上下水道局の組織及び処務に関する規程(平成 6 年流山市水道事業管理規程第 1 号)第 4 条第 1 項に規定する次長、流山市教育委員会組織規則(平成 16 年流山市教育委員会規則第 5 号)第 12 条第 1 項に規定する部の長並びに消防長、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長及び会計管理者
- (3) その他本部長が必要と認める者

(本部連絡員)

第 6 条 災害対策本部に災害対策本部連絡員(以下「連絡員」という。)を置く。

- 2 連絡員は、本部長が指名する職員をもって充てる。
- 3 連絡員は、本部長の命を受けて各種情報収集又は相互連絡調整の事務を担当する。
- 4 連絡員は、特に本部長の指示のあった場合のほか、原則として本部室において執務するものとする。

(組織)

第7条 条例第3条第1項の規定により災害対策本部に部を置き、部に班を置く。

- 2 部に部長のほか、次長を置き、班に班長及び副班長を置く。
- 3 災害対策本部に本部長を補佐させるため、流山市災害対策本部事務局(以下「災对本部事務局」という。)を置く。
- 4 第1項に規定する部及び班並びに災对本部事務局の組織及び事務分掌は、流山市地域防災計画の定めるところによる。

(職務)

第8条 部長は、本部長の命を受け、所属の班長を指揮命令する。

- 2 次長は、部長を補佐するとともに、部長に事故あるとき、又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 班長は、部長の命を受け、所掌事務について、所属職員(以下「班員」という。)を指揮命令する。
- 4 副班長は、班長を補佐するとともに、班長に事故あるとき、又は班長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 班員は、班長の命を受け、所掌事務に従事する。

(現地災害対策本部の任務)

第9条 現地災害対策本部は、被害の情報等を災害対策本部に通報するとともに、急を要する場合は、その対策について適切な措置を講じるものとする。

(職員の配備)

第10条 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合の災害対策本部の職員の配備は、次のとおり区分とし、それぞれの配備要領は、別に定める。

- (1) 第1配備
- (2) 第2配備
- (3) 第3配備

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、本部の活動に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和43年4月1日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年3月31日規則第3号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年3月31日規則第15号抄)

1 この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 61 年 4 月 1 日規則第 20 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年 3 月 31 日規則第 13 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 年 3 月 30 日規則第 3 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年 4 月 1 日規則第 25 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 4 年 4 月 1 日規則第 6 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 4 月 1 日規則第 14 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年 6 月 28 日規則第 32 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年 6 月 30 日規則第 33 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 11 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 29 日規則第 8 号)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 7 月 1 日規則第 35 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。(後略)

(経過措置)

2 この規則施行の日の前日において、企画経営課に勤務を命じられていた職員は、別に辞令を発せられない限り、この規則の施行の日をもって、企画政策課に勤務を命じられたものとする。

附 則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 26 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日規則第 27 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日規則第 30 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日規則第 21 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 1 月 21 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 2 日規則第 10 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日規則第 33 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日規則第 29 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日規則第 13 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 20 日規則第 9 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 10 月 14 日規則第 38 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 27 日規則第 14 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。